

◎新潟県告示第1015号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（令和元年5月31日新潟県告示第103号）の指定を解除する。

令和7年11月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
若宮町(8)地区	加茂市若宮町2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）